

自治会でアプリを活用をする場合……「登録」の流れ

①【登録の申込み】

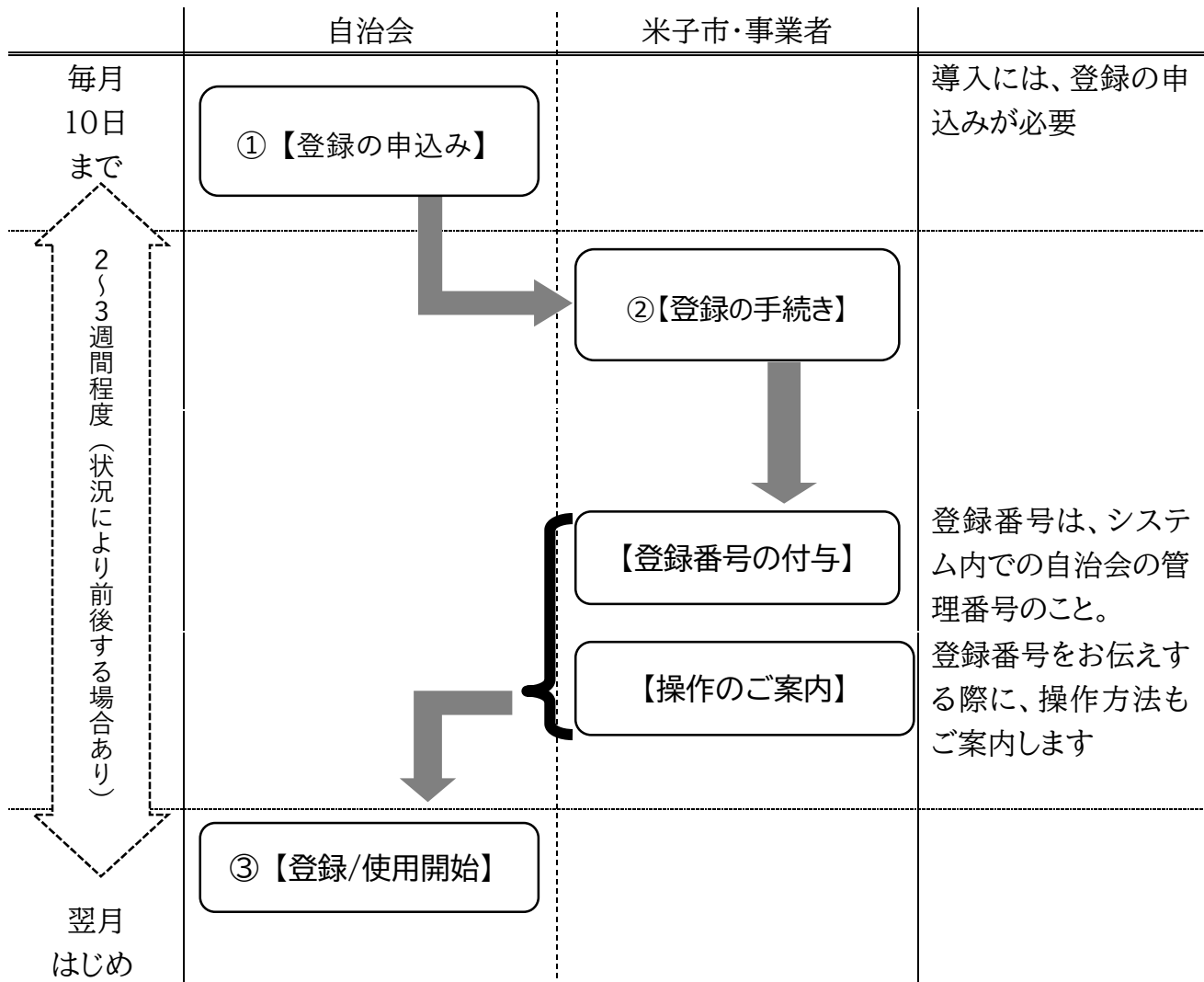
地域振興課(下記問合せ先)に「自治会名」・「申請者名」・「連絡先」をお知らせください。
自治会内の全員が使用されない場合(例:役員間で使い始めてみるなど)も申込みできます。

②【登録の手続き】=米子市が行います

毎月10日を締日とし、翌月から使用開始ができるよう手続きを進めます。
(手続きを進めるうえで、必要に応じてご連絡をさせていただく場合があります。)

③【登録/使用開始】

<導入までの流れ>



<問合せ先> 導入についての相談や説明会等は個別(自治会単位等)にも対応します。

地域振興課自治振興担当 電話：23-5371・21-8605 FAX：23-5568

メール：chiikishinkou@city.yonago.lg.jp